

【表紙】

| | |
|-----------------------|--|
| 【提出書類】 | 訂正発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年10月18日 |
| 【会社名】 | 三菱商事株式会社 |
| 【英訳名】 | Mitsubishi Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 垣内 威彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号 |
| 【電話番号】 | (03) 3210 - 2121 (受付案内台) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部 堀内 一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号 |
| 【電話番号】 | (03) 3210 - 2121 (受付案内台) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部 堀内 一 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行登録書の提出日】 | 2019年7月16日 |
| 【発行登録書の効力発生日】 | 2019年7月24日 |
| 【発行登録書の有効期限】 | 2021年7月23日 |
| 【発行登録番号】 | 1 - 関東1 |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 1,600,000百万円 |
| 【発行可能額】 | 1,600,000百万円 (1,600,000百万円) (注) 発行可能額については、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づいて算出している。 |
| 【効力停止期間】 | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2019年10月18日(提出日)である。 |
| 【提出理由】 | 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2019年10月18日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を2019年7月16日に提出した発行登録書の参照書類とする。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 中部支社 (名古屋市中村区名駅三丁目28番12号) 関西支社 (大阪市北区梅田二丁目2番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通り。